

測量業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (H30.10 改正)	現 行
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、農政水産部「香川県土地改良事業測量作業規程」(平成28年7月5日付け承認番号国国地第45号)により実施するものとする。</p> <p>第3条～第38条 [略]</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、農政水産部「香川県土地改良事業測量作業規程」(平成25年6月17日付け承認番号国国地第73号)により実施するものとする。</p>